

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	永野地区 (上永野、下永野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・永野地区において、近年、大規模な農地集積が行われ、担い手の耕作率は4割を超えるまでとなった。

・下永野地区では、鳥獣被害により一部集積ができなかった区域が残っており、今後どのように集積・集約化を図るかは課題である。

・上永野地区では基盤整備がされている農地も多いため、将来を見据え、より一層の農地集積を図っていく必要がある。上永野の奥に位置する与洲地区(隣接する山口地区の一部を含む)は、道が狭小で農地も未整形なことに加え、高齢化、人口減少により農業継続が困難な区域も存在する。

・永野地区は鳥獣害被害が多いので、鳥獣害被害対策のためワイヤーメッシュ等を設置しているが維持管理の費用や労力の面が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・下永野は一部農地集積が未実施だった区域について、野生鳥獣被害対策を講じた上で集積・集約が可能か検討する。それ以外の農地については可能などころについては概ね集積がされているため、後継者不在により将来的に遊休農地となった場合、できる限り地域の担い手で営農継続を図っていく。

・上永野は基盤整備されている区域を中心に、地域の担い手による農地集積・集約化を図っていく。一方で、奥に位置する与洲地区(隣接する山口地区の一部を含む)は地理条件的にも営農していくには不利な面もあることから、今後地域で守っていく農地を明確化していく。

・そば及び麻生産という特産物を生かしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	204 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	141 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域集積協力を積極的に活用し、永野地区の担い手の耕作率が4割を超えるまで集積することができた。今後も、農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・新規就農者や他地域からの農業者の取り込みを行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュの維持管理に取り組む。
 ③スマート農業に取り組む、若い人が参入しやすい農業へ取り組む。
 ⑦多面的組織に若年層の取り込みを積極的に行っていく。
 ⑩鳥獣害被害対策のため、ワイヤーメッシュの設置や維持管理に関する補助金等を獲得していく。
 大規模区画で営農できるような大型機械導入のため、国庫補助金獲得を目指す。